函館湾流域下水道事務組合の令和７（２０２５）年度資金不足比率は，次のとおり。

【資金不足比率】　（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
函館湾流域下水道事務組合一般会計	―	２０

備考

１　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第１７条第３号の規定により事業の規模を算定

２　令和７（２０２５）年度決算において資金不足は生じていないため「－」で表示